

公園内でのルールやマナーを守りましょう

現在流行している新型コロナウイルス感染拡大防止のため、飲食を伴う宴会等の利用は禁止しています。また、公園利用の際は咳エチケット、マスクの着用、利用後の手洗いうがいなど、感染拡大防止への取り組みをお願いいたします。また、公園を利用する際、次のルールやマナーを守り、皆さまが気持ちよく公園を利用できるよう、ご協力をお願いいたします。

芝生など植栽を傷つける行為をしないでください

芝生の上でゴルフクラブを使用し、素振りをしている方を見かけますが、このような行為は芝生を傷めます。芝生や植栽を傷つける行為は絶対にしないでください。

火気の使用は絶対にしないでください

日ごろから公園内でバーベキューや花火といった、火気の使用は禁止しています。特に芝生や植栽に引火した場合、火災の原因となる可能性が高く大変危険です。他の公園利用者の迷惑にもなるため、絶対に火気の使用はしないでください。また、火気を使用している方を見かけましたら、ご連絡ください。

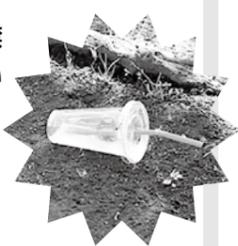
ごみは必ず持ち帰りましょう

心無い一部の利用者により、公園内にごみが捨てられています。特に空き缶、ペットボトル、お菓子などの袋やたばこの吸い殻が多く見受けられます。ごみは必ず持ち帰り処分してください。

駐車場以外への車両の乗り入れはしないでください

特に町営グラウンド、雪窓球場のインターロッキング内への車両の乗り入れが多く見受けられます。駐車場以外への車両の乗り入れは施設の破損の原因となるほか、事故の原因にもなりますので、絶対にしないでください。また、公園利用以外での駐車場の使用は、公園利用者の迷惑となりますので、絶対にしないでください。

問い合わせ先
建設水道課都市計画係 (32) 3129



御代田 消防署からみなさんへ

山火事について

例年、3月から5月にかけて山火事が多く発生しています。この時季は、空気が乾燥し、風が強く吹く気象条件に加え、山林内では枯葉や枯草が多くなっていることから、山火事が発生しやすくなります。ひとたび林野火災が発生すると、瞬く間に周囲に燃え広がり、着衣に火が燃え移ることや、逃げ場を失うなどとても危険です。火の取扱いには充分注意してください。

山火事とならないために、次のことに気を付けてください。

- 枯草がある場所は、燃え移りやすいため、たき火などをしないようにしましょう。
- 強風や空気が乾燥しているときは、たき火や火入れをしないようにしましょう。
- 火を消すまではその場を離れず、使用後は完全に消火しましょう。
- 喫煙は指定場所を利用し、煙草の投げ捨てはやめましょう。
- 火遊びはしないようにしましょう。



講習会のお知らせ 第1回 甲種防火管理者資格取得講習会

受講日：6月9日(火)・10日(水) 2日間 ※受付開始当日、午前8時30分より願書を
会場：佐久市 佐久創錬センター 御代田消防署にて配布します。
受付期間：5月11日(月)～25日(月)

問い合わせ先
御代田消防署 予防係 (32) 0119

>> Vol.7 町長コラム

このコーナーでは毎月、小園町長が町民の皆さんに届けたいメッセージを綴ります。

ウイルスとの闘いは「団体戦」

(4月14日時点の内容であり、発行時点で状況が変化していることも考えられます。ご容赦ください)

新型コロナウイルスへの対応について、町民の皆さまには、長い期間ご不便をおかけしており、まことに申し訳ありません。首都圏に近いという特性上、北佐久地域は県内他地域と比較しても危機感をより強く共有しなくてはならないと考えられます。そういった状況下、ご自宅にとどまること(ステイホーム)を大原則として、公共施設の閉鎖、小中学校の休校、各種催しの中止などたくさんのご不便をお願いしてきております。

正直に申し上げて、ウイルスとの闘いの終わりはなかなか見えてこないのが現実です。仮に感染者が減ってきたとしても、そこで各種対策をゆるめてしまうと再度感染者が増えることは容易に想像されますし、実際に北海道などでは一度感染者が抑えられたという情報から、全体に気持ちのゆるみが出てきて、再び感染者が増える「第二波」が起きてしまいました。

幸いに、この地域では、そういった他地域での「先例」が多数ある中で、もし身近で感染者が発生したら、という状況に対していろいろと備えることができます。医療機関におけるベッドの確保など、いざことが起きたときにしっかり対応できるよう、佐久広域連合での連携や、国、県との連絡も密にまいります。

それにしても、これだけ人の出入りが多いと言われるこの地域で感染者が出ていない事実には目を見張るものがあります。このまま感染が発生しなければそれに越したことはないですが、仮に発生したとしても、それぞれの皆さまの対応力の高さをもってすれば、影響も最小限に抑え込めるのではないかと感じています。

町民全員で立ち向かわなくてはなりません。長い「団体戦」となりそうですが、それぞれの持ち場でどうか気を付けていただきたいと思います。

「木造住宅」耐震診断および耐震改修工事の補助制度のご紹介

国、県および町では、平成19年度から、大規模な地震に備え、木造住宅の耐震診断を奨励しています。耐震改修工事をご検討されている方は、まずは耐震診断をお申し込みください。

耐震診断の対象となる住宅

次の項目全てを満たすもの

- 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅
- 一戸建て住宅
- 木造在来工法の住宅

耐震診断料 無料

耐震改修工事の補助制度

令和元年度までに実施した耐震診断の結果により、耐震改修工事または建て替えを行う場合は、工事費の2分の1で限度額100万円の補助が受けられます。

申込方法

申込用紙は建設水道課都市計画係(役場2階10番窓口)に用意してあるほか、町ホームページからダウンロードできます。

国や県の予算を確保する都合上、工事開始時期などご希望に沿えない場合もありますので、まずはお気軽にご相談ください。

問い合わせ先
建設水道課都市計画係 (32) 3129

